

## 芦屋市文化振興審議会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
なか がわ いく お 中 川 幾 郎	帝塚山大学法政策学部教授
す どう けん いち 須 藤 健 一	国立民族学博物館長
かわ うち あつ ろう 河 内 厚 郎	夙川学院短期大学特任教授
ひろ もと ゆ か り 弘 本 由香里	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所特任研究員
すずな 松 あつこ	舞踊ジャーナリスト
み やけ まさ ひろ 三 宅 正 弘	武庫川女子大学准教授
い はら れ な 井 原 麗 奈	神戸国際芸術祭実行委員会事務局員
なか むら み つ こ 中 村 美津子	芦屋市商工会
ふな はし ひさ お 船 橋 久 郎	公募市民委員
た なか たか こ 田 中 隆 子	公募市民委員

平成 22 年度 市民アンケート調査・分析

【協力研究機関】(神戸大学大学院国際文化学研究科 藤野研究室)

事務局アドバイザー 竹 内 利 江 研究員

## 芦屋市文化基本条例

平成22年3月26日

条例第1号

## 目次

## 前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 文化振興基本計画（第8条）

第3章 文化の振興に関する基本的施策（第9条 第20条）

## 附則

芦屋は、大阪と神戸のほぼ中間に位置し、北の六甲山から南に広がる大阪湾へ、緩やかな傾斜が織り成す美しい景観と温暖な気候に恵まれた地です。

歴史的には、有数の古墳群をはじめ、阪神間最古の遺跡を有し、永く自然豊かな村落としてその環境をとどめてきました。近代に入ると、鉄道の開通とともに、西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が築かれていきました。

戦後復興期の昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が制定され、芦屋のすぐれた環境条件を活かして、国際文化の向上と経済復興に寄与するまちづくりが進められてきました。

国際文化住宅都市として発展してきた芦屋の歴史、風土、文化は、今日まで受け継がれ、都市空間全体にわたって独自の「芦屋文化」ともいえるべき文化風土を形成しています。

そして豊かな芸術文化や生活文化がはぐくまれ、その価値と特色は広く国内外に知られるところとなっています。

これからの芦屋の持続的な発展のために、その基盤となる自然環境や景観、先人が築いてきた文化を守り、育て、更なる創造力を引き出し、次世代に継承していくことこそ、私たち市民の真の願いです。

ここに、市民一人一人が年齢や立場にかかわらず、生涯を通して身近に文化に触れ、多様な出会いや新たな人材をはぐくみあい、ゆとりと潤いのある心豊かな暮らしを実現することを願って、市民、事業者及び市の協働の下、国際文化住宅都市芦屋の価値を将来にわたって高めていくことを決意し、この条例を制定します。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、文化の振興に関し基本理念を定め、市民、事業者及び市の役割及び責務を明らかにするとともに、文化の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化の振興を総合的に推進し、もって豊かな人間性をはぐくむ人

づくり及び個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 芸術，芸能，生活文化など文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象とするもののほか，学術，景観，観光その他の創造的活動をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し，若しくは享受し，又はこれらの活動を支援し，若しくは継承することをいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては，文化の担い手である市民一人一人の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては，歴史及び風土に培われてきた地域の伝統的な文化が，市民の共通の財産としてはぐくまれ，将来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては，文化を創造し，享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ，市民が等しく文化活動をすることができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興に当たっては，文化の多様性が尊重されるとともに，地域における多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては，文化が地域間における相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ，文化に関する情報を広く国内外に発信するなど，文化交流が積極的に推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，文化の担い手として，積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者（法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は，基本理念にのっとり，地域社会の一員として，自主的に文化活動を展開するとともに，市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第6条 市は，基本理念にのっとり，文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため，文化の振興に関する総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。

- 2 市は，文化の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するよう努めるとともに，財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 市は、市が実施する施策に文化の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- 4 市は、文化の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、文化の内容に介入し、又は干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

(市民等との協働)

第7条 市は、市民及び事業者と協働し、文化の振興に関する施策の策定及び効果的な推進に努めるものとする。

## 第2章 文化振興基本計画

(文化振興基本計画)

第8条 市長は、文化の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な計画(以下「文化振興基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 文化振興基本計画は、総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、文化振興基本計画を定めるときは、あらかじめ、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市文化振興審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、文化振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、文化振興基本計画の変更について準用する。

## 第3章 文化の振興に関する基本的施策

(伝統的な文化の保存等)

第9条 市は、地域に残る文化財その他の伝統のある優れた文化を保存し、継承し、及び発展させるため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、広く市民の文化に関する関心及び理解を深めるとともに、市民が文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化施設の充実及び活用、文化活動を行う個人及び団体との連携による文化活動を行う機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第11条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、これらの文化活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年の文化活動の充実)

第12条 市は、次代を担う青少年の文化活動の充実を図り、豊かな感性及び創造性をはぐくむため、優れた文化に触れる機会の提供、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校教育における文化活動の充実)

第13条 市は、学校教育における文化活動の充実を図るため、文化に関する体験学習等文化に関する教育の充実、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化活動の担い手の育成）

第14条 市は、文化活動を担う人材及び団体の育成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（良好な景観の形成）

第15条 市は、文化及び自然に配慮し、周囲の自然環境及び地域の歴史的な景観と調和のとれた都市景観を形成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（国内及び国外との交流）

第16条 市は、文化の向上を図るため、国内及び国外との文化の交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（情報の収集等）

第17条 市は、創造的で優れた本市の文化活動を促進するため、地域に根ざした伝統のある優れた文化、新たに創造された地域文化その他の多様な文化資源の情報の収集及び発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化活動に対する支援）

第18条 市は、本市の文化の向上に資するとともに、本市の魅力を高め、及び市民が誇りを持つことのできる文化の振興を図るため、文化活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化活動に対する民間支援活動の促進）

第19条 市は、文化活動に対する個人及び事業者からの寄附その他の支援が活発に行われるよう、当該支援に関する普及啓発、情報提供等に努めるものとする。

（顕彰）

第20条 市は、文化活動で顕著な成果を収めたもの及び文化の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表芦屋市男女共同参画推進審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議，文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10人以内（その他必要に応じ臨時委員若干人を置くことができる。）	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が 適当と認める者	2年(臨時委員は、担任事項についての審議が終了するまでの期間)
------------	--	----------------------------------	--	---------------------------------

(芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表芦屋市男女共同参画推進審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市文化振興審議会	会長	日額	13,500
	委員	日額	11,200

芦屋市附属機関の設置に関する条例（抄）

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 5 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について，法律又は他の条例に定めるものを除くほか，この条例の定めるところによる。

（設置）

第 2 条 市に次のとおり附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	芦屋市文化振興 審議会	文化の振興に関する重要事項についての調査審議，文化の振興に関する事項について意見を述べること及び文化の振興に関する施策の評価	10 人以内(その他必要に応じて臨時委員若干人を置くことができる。)	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) その他市長が 適当と認める者	2 年(臨時委員は，担 任事項に ついての 審議が終 了するま での期間)

# 芦屋市文化振興審議会規則

平成22年4月1日

規則第7号

## (趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、芦屋市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下本条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

## (臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要と認めるときは、当該事項を明示して臨時委員若干人を会長の意見を聴いて委嘱又は任命することができる。

2 臨時委員は、その担任事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

## (庶務)

第5条 審議会の庶務は、芦屋市文化振興審議会に関する事務を所管する課において処理する。

## (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



## 芦屋市文化振興基本計画策定本部設置要綱

### (設置)

第1条 芦屋市文化基本条例(平成22年芦屋市条例第1号)第8条第1項の規定に基づき、文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するため、芦屋市文化振興基本計画策定本部(以下「本部」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 文化の振興に関する施策の基本的な方向に関する事項
- (3) 総合的な文化の振興に関する施策の大綱その他文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指定する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 本部に、基本計画に係る素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、総務部参事(行政経営担当部長)をもって充て、副委員長は、市民参画課長及び生涯学習課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を主宰する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する副委員長が、その職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てるほか、本部が必要と認めたときは、本部長が指名する者を委員とすることができる。
- 7 幹事会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 8 委員長は、必要があると認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 委員長は、会議の検討結果を必要に応じて本部に報告するものとする。

( 専門委員 )

第 6 条 幹事会は、第 5 条の調査又は研究を行う上で、必要な助言及び指導を受けるため、専門委員を置くことができる。

( 設置期間 )

第 7 条 本部の設置期間は、平成 22 年 7 月 15 日から基本計画を策定した日までとする。

( 庶務 )

第 8 条 本部の庶務は、基本計画の策定に関する事務を所管する課において処理する。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

( この要綱の失効 )

2 この要綱は、本部が、基本計画を策定した日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

( 本部員 )

技監

総務部長

総務部参事(行政経営担当部長)

総務部参事(財務担当部長)

市民生活部長

保健福祉部長

保健福祉部参事(こども・高齢者・健康担当部長)

都市環境部長

都市環境部参事(都市計画担当部長)

教育委員会管理部長

教育委員会学校教育部長

教育委員会社会教育部長

別表第 2 ( 第 5 条関係 )

( 委員 )

総務部行政経営課長

総務部財政課長

市民生活部主幹(国際交流・市民参画担当課長)

市民生活部経済課長

保健福祉部地域福祉課長

保健福祉部障害福祉課長

保健福祉部高年福祉課長

保健福祉部こども課長

都市環境部公園緑地課長

都市環境部都市計画課長

都市環境部主幹(まちづくり・開発指導担当課長)

教育委員会管理部管理課長

教育委員会学校教育部学校教育課長

教育委員会社会教育部市民センター長

教育委員会社会教育部図書館長

## 芦屋市附属機関等の設置等に関する指針

## 1 趣旨

この指針は、市政への市民参画の促進及び公正で透明な開かれた市政の実現の推進に資するため、附属機関等の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 「附属機関等」の定義

この指針の対象とする「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置するもの
- (2) 附属機関に準ずる機関 有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則及び要綱等により設置するもの（委員会、協議会、懇談会、懇話会等）

## 【附属機関等に該当しないもの】

次に掲げるものは、この指針の対象とする附属機関等に該当しないものとする。

- 関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- 協議会等の運営を市民が主体となっていて行っている市民（住民）組織的な性格を有するもの
- 市職員のみにより構成するもの
- その他この指針の対象とすることが不適当なもの

## 3 附属機関等を設置する際の留意事項

新たな制度の創設等により、外部の有識者等の意見を市政に反映させる必要がある場合は、原則として既存の附属機関等を活用するものとする。

やむを得ず新設する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

行政責任の明確化及び行政の簡素・効率化に照らし、真に必要なものに限るものとする。

審議事項が既存の附属機関等の所掌事項に含まれておらず、また、既存の附属機関等の所掌とすることが適当でない場合に限るものとする。

設置目的が臨時的なものについては、設置期限を決裁、要綱等に明示するものとする。

## 4 既存の附属機関等の見直し

- (1) 既に設置されている附属機関等について、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、廃止又は統合を検討するものとする。

設置の目的が既に達成されたもの

社会経済情勢や市民ニーズの変化等により、著しく役割が低下したものの  
過去の実績が少なく、今後もその効果が期待されないもの

一般的な行政事務処理又は関係者からの意見聴取その他の行政手段により対応可能なもの

設置の目的又は所掌事項が他の附属機関等と類似又は重複しているもの  
その他行政運営の簡素・効率化の観点から統合が望ましいもの

- (2) 年間開催数が1回以下の附属機関等及び設置後10年を経過した附属機関について

は、上記 ~ に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

## 5 委員の選任

- (1) 附属機関等の委員(以下「委員」という。)の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意し、選任するものとする。

開かれた市政の推進のため、広く各界各層から適切な人材を選任するものとする。

各種団体等から選任する場合は、当該団体における役職によらず、広く構成員から推薦を受けるよう各種団体等に働き掛けるものとする。

女性を積極的に登用するものとし、「芦屋市男女共同参画行動計画」に基づいて、女性委員の割合が定数の40%以上となるよう努めるものとする。

委員の年齢構成が偏らないようにするとともに、選任時の満年齢が70歳を超えないものとする。

同一人を複数の附属機関等の委員に選任しようとする場合は、同一人を選任できる附属機関等の数は3機関までとする。

委員の在任期間は、10年を超えないものとする。

一つの附属機関等の委員の数は、法令又は条例で定められている場合を除き、20人以内の必要最小限度とする。

- (2) 上記 ~ までの規定は、委員の資格に関し法令又は条例の定めがある場合又は実施機関が適当と認める者が他に得られない場合など特別の事情がある場合は、適用しないことができる。

- (3) 委員名等の公開について、次に掲げる事項は芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号。以下「情報公開条例」という。)に規定する非公開情報に該当しないものとする。

委員名

当該附属機関等における役職名

委員の出身団体等の名称及び役職

## 6 委員の公募

- (1) 市政への市民参画を促進するため、附属機関等の設置目的、審議内容等を十分

勘案した上で、原則として1人以上の公募委員を登用するものとする。ただし、所掌事項が次に掲げる事項に該当する場合は、公募を行わないことができる。

行政処分に関する審議等を行う場合

住民の権利を制限する内容に関する審議等を行う場合

その他所掌事項に照らし、委員の公募が適当でない認められる場合

- (2) 公募方法及び選考方法等その他の必要事項は、「附属機関等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

## 7 会議の公開

附属機関等の会議は、市民参画を促進するという観点から、情報公開条例第19条の規定に基づき公開することを原則とする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議で出席者の3分の2以上の多数により非公開を決定したときは、会議を公開しない。

情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について、審議、審査、調査等を行う会議を開催するとき。

会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるとき。

### 【非公開とする場合の運用】

会議を非公開とすることができるのは、取り扱う案件の性質によるため、非公開の判断は、当該附属機関等の長が会議に諮って行うものとする。ただし、法律又は条例等で、特定の附属機関等の会議の非公開を義務付ける場合には、その規定が優先する。

会議の非公開を決定した場合には、その理由を明らかにするとともに、会議録又は会議の要旨に必ず記録するものとする。

## 8 会議の公開方法等

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 附属機関等は、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等の長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。
- (4) 上記に定めるもののほか、会議の傍聴に関する取扱い及び傍聴人の遵守事項については、「附属機関等の会議の傍聴に関する運営要領」に定めるところによる。

## 9 会議開催の周知

附属機関等を所管する課長（以下「各所管課長」という。）は、会議を開催するに当たり、当該会議開催の2週間前までに次の事項を別紙様式第1号により、用地管財課長へ連絡するものとする。当該事項は、管財・検査課長が行政情報コーナーに

掲示し、各所管課長がホームページへ掲載することにより広く市民に周知を図るものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

会議の名称

開催日時

場所

議題

非公開のときはその理由

その他周知すべき事項

所管課

## 10 会議録等の作成及び公表

- (1) 附属機関等は、公開・非公開の会議にかかわらず、各所管課長が会議終了後に速やかに会議録又は会議の要旨（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。
- (2) 情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関等は、会議録等の写しを行政情報コーナーにおいて閲覧に供するよう努めるものとし、非公開の会議についても、内容の一部を伏せるなどして、可能な限り会議録等の写しを公開するものとする。

### 【非公開の会議の会議録等の取扱い】

会議が非公開で行われた場合であっても、直ちに会議録等も非公開とされるわけではない。別途、情報公開条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かを実施機関が判断し、公開し得る部分については、これを公開しなければならないものとする。

## 11 その他の事項

- (1) 各所管課長は、附属機関等を設置、統廃合又は変更する場合は、別紙様式第2号により組織・事務管理を担当する課長に合議するものとする。
- (2) 各所管課長は、委員を選任する場合は、別紙様式第3号により人事課長、市民参画課長及び男女共同参画推進担当課長に合議するものとする。
- (3) 各所管課長は、上記(1)及び(2)に基づく内容を総務部文書行政課長、組織・事務管理を担当する課長に連絡するものとする。当該内容は、総務部文書行政課長が行政情報コーナーに配架し、各所管課長がホームページへ掲載することにより閲覧に供するものとする。
- (4) 各所管課長は、毎年1回、附属機関等の会議の開催状況について、別紙様式第4号により組織・事務管理を担当する課長へ報告するものとする。
- (5) 組織・事務管理を担当する課長は、毎年1回、各附属機関等の会議の開催状況を取りまとめ、公表するものとする。

## 12 補則

その他この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この指針は、平成16年7月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成22年2月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。



## 芦屋市文化振興審議会傍聴要領（案）

## 芦屋市文化振興審議会

## 1 傍聴する場合の手続

会議の傍聴を希望する方は、会議の開催時刻までに会場受付で、受付簿に氏名及び住所を記入し、職員の指示に従って入室してください。

## 2 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、5人以内とし、先着順とします。

## 3 傍聴できない者

- (1) 人に危害を及ぼす恐れのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

## 4 会議を傍聴する場合に守るべき事項

- (1) 会議場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において、不用意に発言しないこと。
- (3) 会議場において、むやみに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 会議場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会議場において、他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (6) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長により特別に許可をされた場合は、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の運営に支障を及ぼす行為をしないこと。

## 5 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が3に掲げる諸事項を守らないときは、これを注意し、なお、それに従わないときは、退場させる場合があります。

芦屋市文化振興審議会傍聴者受付簿

1 日 時 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時

2 場 所 南館 階 室

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		

## 策定のスケジュールについて

年 月	事 項
平成23年5月	第1回 審議会開催（委員委嘱・諮問等）
平成23年6月	第2回 審議会開催（アンケート調査結果・基本計画（素案）等）
平成23年7月	第3回 審議会開催（基本計画等検討）
平成23年7月	第4回 審議会開催（基本計画等検討）
平成23年8月	第5回 審議会開催（基本計画を中間報告として取りまとめ）
平成23年9月	原案の市民意見の募集を広報紙等へ掲載（市民意見の募集前1か月）
平成23年10月	市民意見の募集
平成23年11月	市民意見の整理
平成23年11月	第6回 審議会開催（基本計画等検討）
平成23年12月	第7回 審議会開催（市民意見の取りまとめ・基本計画を答申）
平成24年1月	策定本部で決定
平成24年2月	公表

## 他市の文化振興基本計画等の構成について

### 苫小牧市民文化芸術振興推進計画

「文化の薫り高く潤いのある街づくりを目指して」  
(平成18年3月)

- ・ 計画策定の背景
  - (1) 計画策定の趣旨
  - (2) 文化芸術振興事業の経緯
- ・ 基本的な考え方
  - (1) 計画の目標
  - (2) 計画期間
  - (3) 計画の進め方
- ・ 施策の推進
  - 1. 意識の高揚
  - 2. 歴史的文化遺産の保存と活用
  - 3. 文化芸術に接する機会の拡大
  - 4. 人材の育成
  - 5. 交流の促進
  - 6. 環境の整備及び充実
  - 7. 文化芸術性に配慮したまちづくり
  - 8. 高齢者・障がい者への支援
  - 9. 青少年への支援
  - 10. 学校教育への支援

# 京都文化芸術都市創世計画

「時を超え 美しく  
ひと輝く歴史都市・京都」  
(平成19年3月)

## 第1章 計画がめざすもの

- 1 計画策定の背景
  - 2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題
  - 3 文化芸術都市の創生に向けて
  - 4 計画の位置づけと計画期間
- 【10年後の文化芸術都市・京都の姿(イメージ)】

## 第2章 計画の内容

- 1 京都がリードする文化芸術のまちづくり  
～五つの京都先行プロジェクト～
  - (1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進
  - (2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進
  - (3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成
  - (4) 新たな文化芸術を創生する若き人材の育成
  - (5) 文化ボランティアなどの市民参加による文化芸術都市づくり
- 2 文化芸術都市創生のための総合的な施策
  - (1) 日常生活における文化芸術の定着
  - (2) 伝統の継承と新たな創造活動の支援
  - (3) 文化芸術の交流の促進
  - (4) 文化芸術環境の向上
  - (5) 学術・産業との連携
  - (6) 市民の活動支援

## 第3章 推進方法

- 1 市民参加による推進体制
- 2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の提携
- 3 京都創生策の推進
- 4 計画の取組の評価・点検等

【本計画に掲げる施策一覧(京都文化芸術都市創生条例との関連)】

# 豊中市文化芸術振興基本方針

(平成20年6月)

- 1．基本方針策定にあたっての考え方
  - (1)基本方針策定の趣旨
  - (2)基本方針の位置づけ
  - (3)基本方針の計画期間
  - (4)基本方針の振興対象
  - (5)これまでの経過
- 2．文化芸術振興の現状と課題
  - (1)豊中市における文化芸術活動
  - (2)文化芸術のネットワークと情報の受発信
  - (3)活動拠点
- 3．文化芸術振興の基本理念
  - (1)自主性及び創造性の十分な尊重
  - (2)文化芸術を鑑賞、参加、創造するための環境の整備
  - (3)さまざまな協働による新しい豊中の文化芸術の創造
  - (4)過去からの文化芸術の継承と発展
  - (5)一人ひとりの多様な文化芸術及び価値観の理解と尊重
- 4．文化芸術振興施策の体系
- 5．文化芸術振興の基本的施策
  - (1)協働の仕組みづくりと場の整備
  - (2)鑑賞、参加、創造の場及び機会の充実
  - (3)子ども、高齢者、障害者などの文化芸術活動の充実
  - (4)文化芸術活動を担う人材の育成
  - (5)歴史的文化遺産の保存等
  - (6)文化芸術に関する交流の推進
  - (7)文化芸術に関する情報の収集及び発信等
  - (8)顕彰
- 6．重点的に取り組む項目
- 7．文化芸術を振興するにあたって
  - (1)行政の文化化の推進
  - (2)市民等の文化芸術の振興への寄与、相互理解等
  - (3)推進体制

# 吹田市文化振興基本計画

「個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」

(平成21年3月)

## 第1章 計画策定の背景

- 1 計画策定にあたって
- 2 吹田市の文化的特徴・吹田らしさ
- 3 文化を取り巻く社会状況
  - (1) 社会情勢
  - (2) 文化芸術振興基本法の制定

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の位置付け
- 2 計画の期間
- 3 計画の特徴
  - (1) 文化の範囲
  - (2) 行政と市民・事業者との協働
  - (3) 目標の設定
  - (4) 重点事業の明確化

## 第3章 基本理念と基本方向

- 1 基本理念
  - (1) 自主性・創造性の尊重
  - (2) 鑑賞・参加・創造できる環境の整備
  - (3) 文化の息づく感性豊かな都市環境の形成
  - (4) 多様な文化の交流の促進
  - (5) 文化の発展と継承
- 2 基本方向
  - (1) 学ぶ意欲と主体性を育てるまちづくり
  - (2) 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり
  - (3) 多彩な文化が交流するまちづくり
  - (4) 国際感覚豊かなまちづくり
  - (5) 景観に配慮したまちづくり

## 第4章 施策の内容

- 1 施策の体系図
- 2 5つのキーワード
- 3 現状施策と今後の展開
- 4 重点施策・事業

## 第5章 計画の推進

### 1 庁内における推進体制

### 2 計画の進行管理



# 奈良市文化振興計画

「伝統と創造が響き合うまち奈良」

(平成21年3月)

1. 奈良市文化振興計画策定の背景
  - 文化芸術振興基本法の制定
  - 奈良市文化振興条例の制定
  - 奈良市文化振興計画推進委員会
2. 策定の意義
3. 奈良市文化振興計画の位置づけと期間
4. 計画の策定方法
5. 奈良市文化振興計画推進委員会の検討経過
6. 計画策定にあたって
  - (1) 文化行政の流れ
  - (2) 基本的な考え方
7. 計画の構成
8. 計画の内容
  - (1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。
  - (2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。
  - (3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。
  - (4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。
  - (5) 文化を担う人材の育成に関すること。
  - (6) 青少年の文化活動の支援に関すること。
  - (7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。
  - (8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。
  - (9) 文化に係る交流の促進に関すること。
  - (10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。
  - (11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。
  - (12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。
  - (13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。
  - (14) 文化の振興と経済との連携に関すること。
  - (15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。
  - (16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。
  - (17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。
  - (18) その他文化の振興に関する重要事項

# 明石文化芸術創生基本計画

～ひとまちも元気な  
「文化の息づくまちあかし」に向けて～  
(平成23年3月)

## 前文

### 第1章 基本計画策定にあたっての考え方

- 1 策定に至る経緯
- 2 策定の目的
- 3 位置づけ
- 4 計画期間と進捗状況の評価・検証
- 5 目指す姿

### 第2章 基本理念と基本施策

### 第3章 明石市における文化芸術の現状と課題

- 1 文化芸術活動の現状
- 2 文化芸術を取り巻く課題

### 第4章 文化芸術振興施策の展開方針

#### 親しむ

展開方針(1)文化芸術に触れ親しむ機会の提供

展開方針(2)参加・発表機会の充実

#### つながる

展開方針(3)コーディネート機能の充実

展開方針(4)他分野との連携と応用

展開方針(5)文化交流の推進

#### 活かす

展開方針(6)伝統文化の継承と発展

展開方針(7)文化資源の再発見と活用

展開方針(8)文化芸術活動を行う場の充実・活用

#### 育む

展開方針(9)次世代育成への取り組み

展開方針(10)アートマネジメントの担い手の育成

展開方針(11)創造活動の促進

#### 伝える

展開方針(12)情報の収集・発信

### 明石文化芸術創生体系図

### 第5章 推進体制

# 兵庫県芸術文化振興ビジョン

(平成16年5月)

## 基本的考え方

### 1 芸術文化の意義

(1) 阪神・淡路大震災の教訓

(2) 芸術文化の意義

ア 人間にとっての意義

イ 社会にとっての意義

(3) 芸術文化の機能

### 2 芸術文化の範囲

(参考) 文化芸術振興基本法の対象範囲

### 3 芸術文化振興ビジョンの位置づけと想定年次

(1) ビジョンの位置づけ

(2) ビジョンの役割

(3) 想定年次

### 4 基本目標

### 5 基本方向

(1) 芸術文化を創造・発信する

(2) 芸術文化の“場”<sup>ひろ</sup>を育て拡げる

(3) 文化力を高め、地域づくりに活かす<sup>い</sup>

(4) みんなで支え、総合的に取り組む

## 課題と展開方向

### 1 芸術文化を創造・発信する

(1) 芸術文化を担う人材を育成する

(2) 芸術文化の拠点機能を高める

(3) 芸術文化を世界に発信する

### 2 芸術文化の“場”を育て拡げる

(1) 地域で多様な“場”を育て拡げる

(2) 青少年が芸術文化に親しむ

(3) 芸術文化施設を充実する

### 3 文化力を高め、地域づくりに活かす

(1) 生活文化を高める

(2) 地域特性を発揮して、文化力を高める

(3) まちづくりを進める

( 4 ) 産業づくりを進める

4 みんなで支え、総合的に取り組む

( 1 ) 県民自らが芸術文化を支え育てる

( 2 ) 連携体制を整備する

# 西宮市文化振興ビジョン

「文化 美しい風 西宮」

「豊かな文化 豊かな交流 豊かな心のまちへ」

(平成18年3月)

ビジョンの概要

ビジョンの施策体系概念図

## 第1章 文化振興ビジョンの策定にあたって

1. 策定の趣旨
2. 策定の背景
3. 文化の意義
4. 取り組む範囲
5. 文化振興の担い手
6. ビジョンの位置づけ
7. ビジョンの期間

## 第2章 文化振興ビジョンの理念と目標

1. 基本理念
2. 基本目標
  - (1) 市民文化の創造
  - (2) 文化交流の促進
  - (3) 文化的な地域社会の創造
  - (4) 文化的な都市環境の創造

## 第3章 文化振興施策の基本方向

- 基本方向1. 市民文化を創造する環境づくり
- 基本方向2. 市民文化を担う人材の育成と活用
- 基本方向3. 多様な文化交流の促進
- 基本方向4. 総合的な文化情報機能の確立
- 基本方向5. 文化を楽しむ活動の促進
- 基本方向6. 地域の文化活動の促進
- 基本方向7. 自然と歴史を活かした文化的景観の創出
- 基本方向8. 都市の快適性の維持と創造

## 第4章 文化振興施策の推進体制と方策

- 1．参画と協働による推進体制
- 2．効果的な推進方策

ビジョン体系による現行施策・事業例と今後の方向

ビジョンの推進における現行施策・事業例と今後の方向

文化振興ビジョンの策定を終えて